

国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価書  
素案からの変更箇所 新旧対照表

ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
1	特記事項	<p>「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律65号）により、平成29年5月31日までの間において政令で定める日までは、日本年金機構は国民年金に関する事務において個人番号が利用できないとされた。</p> <p>ついては、平成29年5月31日までの間において政令で定める日までは、本評価書中にある日本年金機構とのデータ連携項目に個人番号は含まないものである。</p>	(追記)	(自己点検) 法律改正による日本年金機構における個人番号を利用した事務開始時期の変更。
11	提供・移転の有無	1件	(追記)	(第三者点検) 移転先件数の記載がされていないため、正しい数の記載が必要である。
11	移転先1 ①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号の住民票の記載事項	番号法第19条第9号に基づく条例	(第三者点検) 移転先の根拠法令については、次のような記載が望まれる。 ”番号法第9条第1項別表第一〇〇に基づく利用のため、番号法第9条第2項に基づく条例を制定”
20	リスク3 消去手順 手順の内容	◆文書管理基準表により保存期間を確認し、保存期間を経過した紙媒体の特定個人情報については、溶解・焼却・細断等により廃棄している。	◆文書管理基準表により保存期間を確認し、保存期間を経過した紙媒体の特定個人情報については、溶解・焼却・裁断等により廃棄している。	(第三者点検) 誤字修正。
22	②請求方法 特記事項	代理人による請求があった場合は、代理人関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口にて提示してもらう。	代理人による請求があった場合は、法定代理人による請求についてのみ認め、代理人関係を確認するため戸籍謄本、登記事項証明書等の書類を窓口にて提示してもらう。	(自己点検) 条例改正による代理人の取扱い変更。
22	③手数料	開示方法で「写しの交付」を選択した場合には、交付費用が必要となる。	(追記)	(自己点検) 内容精査による。

ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
23	④個人情報ファイル簿の公表	新宿区役所本庁舎4階 健康部医療保険年金課	新宿区区長室区政情報課	(自己点検) HP等での公表は、区政情報課において実施しているが、当該ファイル簿の基となるファイル登録票の作成・管理主体は医療保険年金課である。
	公表場所			
23	2. 国民・住民等からの意見の聴取			
	①方法	「新宿区パブリック・コメント制度に関する規則」に定めるところにより、郵送・ファックス・窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行った。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報紙「広報しんじゅく」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、医療保険年金課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所及び区立図書館に備え付け、閲覧可能な状況においた。	新宿区パブリック・コメント制度に関する規則に基づき、意見公募手続きを実施し、広く住民等の意見を聴取する。	(自己点検) パブリック・コメントの終了による。
	②実施日・期間	平成27年7月15日から平成27年8月13日までの30日間	(追記)	
	④主な意見の内容	社会保障・税番号制度における区の取り組みについて。	(追記)	
	⑤評価書への反映	評価書へ反映する具体的な意見内容はなし。 寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。	(追記)	